

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 8 節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>13-1 法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第 13 条第 1 項又は暫定法第 9 条の 2 第 1 項《<u>オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用</u>》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から 3 年を経ない場合</p> <p>ハ及びニ （省略）</p> <p>ホ 申請者の<u>経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）</u></p> <p>ヘ <u>製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合</u></p> <p>(2) <u>飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。</u></p> <p>（製造工場の承認を行う税関官署）</p> <p>13-3 法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う（ただし、<u>暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 13 条第 1 項に規定する承認を行う場合を除く。</u>）。</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>13-1 法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第 13 条第 1 項の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から 3 年を経ない場合</p> <p>ハ及びニ （同左）</p> <p>ホ 申請者の<u>資力が薄弱であるため法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合、その他製造工場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合</u></p> <p>（新設）</p> <p>(2) 設備が製造工場として適していること。</p> <p>（製造工場の承認を行う税関官署）</p> <p>13-3 法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う。</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p>

新旧対照表

別紙 2

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、<u>製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定（CP=Compliance-Program）とする。</u></p> <p>(2)及び(3)（省略）</p> <p>(4) <u>「社内管理規定」は、関税法基本通達 34 の 2-9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。</u></p> <p>(5) <u>暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請と暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。</u></p> <p>（製造工場における製造終了届等の取扱い）</p> <p>13-14 製造工場における「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」（T-1120）、又は飼料製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T-1130）（以下いずれも「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) <u>法第 13 条第 1 項及び暫定法第 9 条の 2 第 1 項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い</u>  <u>同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第 13 条</u></p>	<p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書<u>及び製品製造歩留りに関する参考書類とする。</u></p> <p>(2)及び(3)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（製造工場における製造終了届等の取扱い）</p> <p>13-14 製造工場における「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」（T-1120）、又は飼料製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T-1130）（以下いずれも「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

別紙2

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</u></p>	